

(居宅支援介護) 届出が必要な加算(減算)と提出書類

サービス 届出項目	届出が必要な場合	加算取得にあたり必要な届出書類
居宅介護支援		
情報通信機器等の活用等の体制		
	情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(第3号様式)</li> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</li> <li>・情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書(別紙10-5)</li> </ul>
特定事業所集中減算		
	<p>正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の事業者によって提供された者の占める割合が100分の80を超えていること</p> <p>※ 減算の適用がなくなる場合には、加算の取下げが必要です。ご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(第3号様式)</li> <li>・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</li> <li>・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書</li> </ul>
特定事業所加算		
	<p>中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資すること</p> <p>下記のそれぞれの加算の算定要件については、根拠規定を確認すること。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (2) 特定事業所加算(Ⅱ) (3) 特定事業所加算(Ⅲ) (4) 特定事業所加算(A)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 変更届出書(第3号様式)</li> <li>② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</li> <li>③ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-3)又は特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-4)</li> <li>④ 主任介護支援専門員研修の修了証明書</li> <li>⑤ 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-10)」</li> </ol> <p>※ 従業者が主任介護支援専門員である場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 利用者情報・サービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催を行うことが確認できる資料(例)会議次第、会議の出席表、議事録、運営規程等</li> <li>⑦ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料</li> <li>⑧ 介護支援専門員についての研修計画 ⇒「全体の研修計画書」及び「従業者ごと※の個別研修計画」 (※従業者数が多い場合は、見本として数件抽出したもの)</li> <li>⑨ 地域包括支援センターから紹介された支援困難な事例を受け入れる体制が整備されていることを確認できる資料(例)地域包括支援センターとの連絡表、運営規程等</li> <li>⑩ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していることが確認できる資料</li> <li>⑪ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 (加算の算定の開始月の減算適用の有無が確認できるもの)</li> <li>⑫ 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当利用者数が40名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は45件未満)であることが確認できる資料</li> <li>⑬ 「東京都介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録に関する同意書」の写し ※平成28年11月適用分より、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保することが加算の要件となります。「東京都介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録に関する同意書」(以下、同意書)にて、協力又は協力体制の確保の有無について、確認いたします。同意書については、加算届の提出前に手続き(東京都介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録)が必要となりますので、ご注意ください。 詳細な手続き方法については、以下のHPにてご確認をお願いいたします。 公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 <a href="http://www.fukushizaidan.jp/">http://www.fukushizaidan.jp/</a> 東京都福祉保健財団ホーム&gt;研修を受講される方へ&gt;東京都介護支援専門員&gt;実習受入事業所登録に関する同意書等</li> <li>⑭ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していることが確認できる資料</li> <li>⑮ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることが確認できる資料</li> </ol> <p>※ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑯ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料</li> </ol> <p>【留意事項】</p> <p>★既に特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していて、(Ⅰ)から(Ⅲ)までの別の区分に変更する場合は、上記書類のうち、①～③と⑤のみご提出してください。 (ただし、(Ⅰ)に変更する場合は⑯も一緒に提出してください) その他の要件については、基準が満たされていることを事業所において確認し、確認したことについて記録を作成してください。</p> <p>★併せて介護支援専門員が追加になる場合や運営規程が変更となる場合は、変更届も一緒にご提出いただくようお願いいたします。</p>
特定事業所医療介護連携加算		
		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 変更届出書(第3号様式)</li> <li>② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</li> <li>③ 特定事業所医療介護連携加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-3)</li> <li>④ 退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設 又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であることが確認できる資料</li> <li>⑤ ターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していることが確認できる資料</li> </ol>
ターミナルケアマネジメント加算		
	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 変更届出書(第3号様式)</li> <li>② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</li> <li>③ ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙10-3)</li> <li>④ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料</li> </ol>